

## 保証規定・契約規定

**本保証規定・契約規定は、お客様が弊社に製品をご注文された時点で本規定に合意したものとなり契約締結されます。**

本保証規定・契約規定は、弊社に対してお客様が注文した全ての目的物の具体的取引の契約に適用されます。お客様と弊社との取引は信義に則り、誠実に契約を履行し、もってお客様と弊社との間で良好で公正な取引関係を長期的に継続する事を目的としています。

なお本規定は、お客様が弊社に製品をご注文された時点で、お客様が本規定に合意したものとなり契約締結されます。そのため、お客様は予め本規定の内容を十分ご確認頂き、ご了承の上、御注文(契約)ください。ご心配の方は弊社営業担当までご相談下さい。

### 1. 故障かな?と思ったら(製品トラブル・不具合など)

ICカード・ICタグは、リーダライタ等の特性や周辺環境によって大きくその特性が変わります。RFID(無線通信)製品の原理及びその特性を十分にご理解頂いた上でご利用ください。故障と思われる場合には、まずは問題の切り分け作業を行うため、理想状態(周辺環境、弊社から提供されたハードウェア及びソフトウェア等において不備が無い状態)をご用意頂きテストを実施して下さい。

**以下の場合には故障ではありません。(ただちに周辺環境等の条件を理想状態に戻して下さい)**

- 弊社から提供されていないハードウェア・リーダライタ等に起因する誤動作・動作不良
- セキュリティソフトウェアなど弊社から提供されていないソフトウェアによる誤作動・動作不良
- 金属(スチール製デスク等)が近くにある環境、水分等が近くにある環境での動作不良
- 付近に携帯電話やカメラなど電子機器・金属がある環境での動作不良
- 複数のICカード・ICタグが重なった場合(又はアンテナの一部が重なった場合)の動作不良

**うまく動作しない時は次のことを確認してください。**

- 弊社提供開発キット・ソフトウェア(ID取得アプリケーション)、弊社提供ハードウェアで動作を確認すること
- 故障していないハードウェア(別のパソコン、リーダライタやカード)を使って、動作を確認すること
- 技術情報サイト <http://www.NFC-Developer.com> をご確認ください。
- よくあるご質問&回答集 FAQ <http://developers.orangetags.jp/faq/faq> をご確認ください。
- 次章の**適切な使用方法・保管方法**を遵守して下さい。

### 2. 適切な使用方法・保管方法

#### 使用環境、使用条件に関する遵守事項

ICカード・ICタグは、原理的に周辺環境やリーダライタ特性によって大きくその特性が変わります。スチール製デスクなど金属や鉄が付近にあると正常に動作しない場合があります。金属や水分等からは数センチから数十センチ程度離してお使いください。また複数のICカード・ICタグを重ねると(又はアンテナの一部が重なった場合)、正常に動作しない場合があります。その他電磁波、無線、電波、ノイズの発生源の近くで利用しないでください。また、弊社から提供されていないハードウェアやソフトウェア、スチール製デスクなど

ユーザー特有の環境に起因する誤動作や動作不良はこれを免責とし、本製品はその環境を理想状態に戻して利用頂くものとします。

### 製品の保管・取り扱いに関する遵守事項

次の場所に保管しないでください。

- 車の中やストーブの近くなど高温または多湿になる場所
- 直射日光にあたる場所、湿気やほこりが多い場所
- 極端な乾燥状態、静電気が発生しやすい状態での保管
- 衝撃や振動の加わる場所、強い電波や電磁波を発生する物の近く
- 小児の手の届く場所
- ズボンの後ろポケットや財布等のコインやボタンがあたる場所に入れること

ICカード・ICタグの内部にはICチップやアンテナ等の精密な電子部品が内蔵されていますので取扱いは慎重に行ってください。

- 静電気を帯電させたり、極端に乾燥させたり、磁気に近づけたり、水に濡らさないでください。
- 折り曲げたり、衝撃を加えたりしないでください。
- 強い電波や電磁波を発生する機械（無線機等）の近くで使用しないでください。
- お客様自身で（弊社以外による）加工・改造・分解・印刷・穴あけ等を行わないでください。

### お客様自身で加工・改造・分解・印刷する場合（保証の対象外となります）

ICカード・ICタグは弊社の印刷・加工サービスをご利用ください。お客様自身で（弊社以外による）加工・改造・改良・印刷・穴あけ等は一切の保証が出来ませんので予めご留意ください。

弊社のICカード製品（白いカード面上）にお客様自身で印刷する場合も、品質保証の対象外となりますので弊社の印刷サービスをご利用ください。どうしてもお客様自身で（弊社以外による）印刷を行う必要がある場合は、お客様の責任と負担において行って下さい（準備として念のため事前に数枚から数十枚の印刷テスト・評価・工程見直し・不良率計算・歩留まり計算などを行ってください。お客様のプリンタ印刷方式（再転写方式、ダイレクト方式等）や機構・その他仕様により、印刷品質・不良率・歩留まりが変わる場合があります）。

なお弊社よりご提供のカードプリンタを利用してお客様自身で印刷を行う場合にも、どうしても一定割合で印刷不良・カスレなどが発生いたします。予めご了承の上、適切な準備を行って下さい。

### 海外での使用・輸出管理

弊社製品の海外での利用は保証外となります。海外で利用する場合はお客様の責任と負担において利用して下さい。利用国の電波法など法規制等もあわせてご確認ください。また弊社製品については輸出管理関係法令で規制対象となっている場合があります。お客様ご自身により手続きが必要になります。キャッチオール規制による経済産業省の許可要否につきましては、輸出者様にてご確認ください。輸出管理の詳細については、経済産業省の窓口にて、ご確認をお願い致します。

### 3. 品質保証・免責事項

#### 保証期間

製品の保証期間は、**購入から6カ月間**となります。この保証期間を過ぎた場合は品質保証の対象外となります。（上記保証期間が過ぎたら自動的に壊れるわけではありません。あくまで目安ですが、通常の利用であれば数年以上の利用は可能です。ただし期間を保証するものではありません）

#### 品質保証に関する免責事項

下記条件の場合は、製品の欠陥・故障ではありませんので、品質保証の対象外（免責）となります。ICカード・ICタグは消耗品ですので、お客様は下記条件に該当しない事を合理的に証明する必要があります。

- 本規定で規定された適切な使用方法・保管方法をお客様が遵守出来なかった場合
- お客様の不注意、誤り、利用者に起因する故障や欠陥・不良
- 天災・火災ならびに公害又は異常電圧や指定外の電源（電圧、周波数等）の使用、運送中の事故、その他外部環境要因に起因する故障や欠陥・不良
- 上記保証期間中にお客様から弊社に文書で通知されなかった納入製品の瑕疵又は契約上の不履行がある場合
- 直射日光下、水中、化学物質、通常の気温・気圧外などの環境での利用・保管をおこなった場合
- 外部からの力で変形または破損または故障した場合
- 各カードの仕様限度外での利用で破損または故障した場合
- ICカード内部の各 IC チップの仕様限度・仕様範囲外での利用で故障した場合（各 IC チップのデータシート・仕様書をご確認ください）（例）MifareClassic1k の書換回数は 10 万回等
- 注文者へ納入後、お客様による（弊社以外にて）分解・改造・印刷・加工が行われた場合は、一切保証が出来ません。保証期間内でも保証の対象外となります。
- 発注前に事前に弊社に文書で通知されなかった要求仕様や要求業務・要件事項については、弊社が任意で定めるものとし、これを免責事項の対象とする。

次の各項・各条件は製品の欠陥・故障ではありませんので、免責事項の対象となります。

- 梱包材の破れ・壊れ、濡れたり、シワがよっている場合
- カード表面もしくは内部に、埃・チリ・ゴミ・糸くず・虫・傷・ゴミがある場合。なお、この大きさ・サイズについては、面積4mm<sup>2</sup>以下のものを免責とする。
- 共振周波数の公差±2MHz以内の場合。
- 印刷位置精度（印刷ズレ）の公差±2mm以内の場合。  
（カード端をとり囲む枠線のデザインまたはカード端付近に直線があるデザインの場合、印刷ズレが目立つ場合がありますので、デザインを修正して下さい。）
- ICカードの中に入っているICチップが透けて見える場合（淡い色地だと目立つ場合があります）
- シリアル番号印字位置精度および署名欄加工位置精度の公差±4mm以内の場合

- 水平面においてカードの凸面のいずれの部分もカードの厚み(反りやうねり)を含めて2mm以下の場合
- 校正用基準カードより誤差が・色ムラ 9.9%未満の場合は免責とする。事前に有償の校正用基準カードを入手した場合あるいは入手しなかった場合にかかわらず、弊社の製造製品が校正用基準カードとする。
- JIS通常検査水準Ⅱ、AQL4%を満たす量産品
- 弊社が定める指定の理想環境(弊社指定読取機器と弊社ICカード・ICタグと弊社指定条件、弊社指定ソフトウェア等)において、通信面や機能面に問題がない場合。※  
※ただし、お客様が特別検査(有償)を事前に要求した場合を除きます(ただしこの場合はお客様指定の読取機器と検査仕様及びソフトウェアを事前に提供し追加検査作業を事前に見積りした場合に限ります)。

#### 4. 取引の基本規定

##### 納入及び検収

注文品の物品をお客様が受領した時点をもって検収日となります。役務の場合は役務を提供した日を検収日とします。注文品の所有権は、お客様へ納入した時点で弊社からお客様に移転します。注文品の納入後に生じた一切の損害(注文品の滅失、毀損、減量、変質、瑕疵その他)は、お客様の責任・負担になるものとします。

お客様で受入検査を行う場合は、受領後速やかに受入検査を行うものとし、この場合、**納入後3日以内**に弊社に対し不合格の通知を文書にて行わない限り、当該注文品は当該期間の満了をもって甲の受入検査に合格したもの(受入検収作業が完了したもの)とみなされます。なお、お客様の受入検査仕様が事前に書面で弊社に提示され、その仕様を基に見積りをし、文書による両社の合意があった場合に限りその仕様は有効であるが、事前の書面の取り交わしが無い場合は、弊社規定の仕様による。また、お客様の受入検査により、間違い・不良・不足や直ちに発見しうる瑕疵が発見された場合には、その旨を直ちに文書にて通知するものとする。ただし前述「適切な使用方法・保管方法」の通り運用されることとする。例えば、ユーザー特有の環境に起因する誤動作や動作不良はこれが免責事項となるため、製品はその環境を理想状態に戻して利用頂くものとします。

なおソフトウェアに限っては隠れた瑕疵について**納入後1カ月間**は瑕疵担保の責にあるものとする。

##### 返品・返金について

理由の如何を問わず、ご注文後の一切の返品・返金は受け付けておりません。

ご不明点がございましたら、ご注文前に十分ご確認ください。

##### 故障時・不良品対応

万一、品質保証期間内において、故障・欠陥・不良品を発見された場合は、まず本文書「故障かな?と思ったら(製品トラブル・不具合など)」「品質保証・免責事項」などをご確認いただき、故障が該当製品であることをご確認ください。故障時・不良品の対応については、**製品名、型番、利用環境、購入日および購入先情報等の情報をご用意頂き**、製品をご購入された販売店までご連絡ください。

製品の故障・欠陥・不良品はセンドバック方式で代替品を送付します。この時の送料はお客様の御負担となります。着払いで送った場合は荷物を受け取れないため、必ず元払いで送付して下さい(着払いで送った場合返送されてしまいますのでご注意ください)。納入時に予備数量を追加納入している場合はそちらを代替品としてご利用下さい。

なおソフトウェアの故障・不良の場合は保守・修理を行います。

### 補償に関する免責事項

弊社の製品・成果物・業務に起因する損害(負担費用)について、下記事項を補償の対象外として免責とします。

- 配送事故、不良品対応策・再生産対応・調達品遅延・設備故障・品質向上施策による納期遅延、生産時の過失による納期遅延、その他天災地変等不測の事態発生などあらゆる理由で「納期遅延」した事に起因する一切の損害(直接のおよび間接的、特別または逸失利益、その他の派生的損害)(例えば店舗オープンなどの日付が延びたことによる逸失利益など)
- 製品の適切な使用方法・保管方法ではない事に起因する障害・遅延・損害、仕様の範囲を超える使用または契約条件以外の使用に起因する障害や遅延又は一切の損害
- 納入機器に対して弊社が規定する製品・消耗品・交換部品以外を使用したことに起因する一切の損害
- 製品の故障・不良品を交換する過程において、納期短縮に関する追加費用、再送付時送料、故障原因調査費用や分析費用、報告書作成費用、緊急輸送の費用、交通費、検査費用、管理業務に関する一切の費用および損害
- 保証期間中に弊社に文書で通知されなかった納入機器の瑕疵及び契約上の不履行に起因する一切の損害
- お客様及び弊社は、重大な損害を被った場合に直接かつ現実に被った通常損害の範囲内において損害賠償相手方に請求できるものとします。ただし弊社の損害補償額は、納入品・成果物の金額が上限となります(納入品・成果物の金額を越える損害金額の一切の損害は免責となります)。
- 弊社の納入品・成果物に起因する2次的損害(間接的、特別又はその他の派生的損害)
- 弊社の納入品・成果物が間接的に起因して生じる一切の損害(直接のおよび間接的、特別または逸失利益、その他の派生的損害)
- 本規定文書をお客様が確認せずに注文(契約締結)した事に起因する一切の損害
- お客様の不注意、誤り、利用者に起因する一切の損害
- お客様より提供された情報(仕様、印刷データ、校了・校正データ、設計情報、ソフトウェア等)や機器、あるいはお客様の分担業務に不備があり、この不備等が原因で設計不良・生産不良・納期遅延・再生産費用等が発生したことに起因する一切の損害
- 海外での利用に起因する一切の損害
- 天災地変・政治紛争・暴動あるいは不測かつ不可抗力の事由に起因する一切の損害
- 火災ならびに公害又は異常電圧や指定外の電源(電圧、周波数等)の使用、、その他外部環境要因に起因する一切の損害



## お客様への対応に関する免責事項

お客様と弊社が文書による事前の合意(個別契約)があった場合を除いて、次の事項については弊社による対応は行わないものとします(免責とします)。

- 弊社単独で定めた範囲以外(内容以外)の故障原因の調査・分析作業、レポート作成作業、報告書作成作業、関連事項の口頭説明又は書類の作成・提出など
- 弊社単独で定めた内容以外の無償提供による資料の提出(材料不使用証明書、輸出入関連書類、品質関連資料など)
- お客様含む外部からの社内視察・工場査察・監査受入・立入検査受入
- 弊社が保有する個人情報、社内資料・内部資料・機密情報の提出
- 弊社スタッフ召集、お客様会議への強制参加など
- お客様の都合によるお客様の個別対応については、文書による明確な指示を毎回行う必要があるものとします。お客様個別対応を社内ルールとして毎回個別対応する事は免責とします。

万一、お客様が上記対応の依頼する場合は事前の文章による合意が必要な事及び有償対応となる場合がある事をお客様は理解しています。ただし、これは弊社が有償で対応する事をお約束するものではなく、弊社は有償でも対応出来ない場合がある事をお客様は理解しています。

## 秘密保持義務

お客様及び弊社は、相手方から開示された秘密情報について厳にその機密を保持し、業務遂行の目的のみに使用するものとします。必要最低限の範囲で開示すべき場合(本条と同じ義務を課すことを前提とする。)を除き、第三者に対しかかる秘密情報を開示又は漏洩してはならない。但し、以下のいずれかに該当する情報については、秘密情報に該当しないものとする。

- (1)相手方から提供又は開示された時点で、既に公知となっていた情報
- (2)相手方から提供又は開示された後、自己の責めによらないで公知となった情報
- (3)相手方から提供又は開示された時点で既に秘密保持義務を負うことなく保有していた情報
- (4)法律又は契約に違反することなく第三者から提供又は開示された情報
- (5)相手方の会社名(取引先の社名として開示された情報)

書面により本契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来に渡り効力を有するものとする。

## 再委託先管理・守秘義務

弊社はお客様に書面による事前通知なしに業務の全部または一部を第三者に再委託する場合があります。ただし弊社は再委託先業者との間で本契約と同様の契約を締結し、お客様が本契約で負うのと同様の秘密保持義務を再委託先業者に追わせるものとします。

## 個人情報の保護について

弊社はプライバシーマークを取得し、個人情報管理体制の強化に努めています。

[こちら](#)をご確認ください。

[個人情報保護方針 http://www.orangetags.co.jp/privacy\\_policy.html](http://www.orangetags.co.jp/privacy_policy.html)



## 反社会的勢力の排除

お客様及び弊社は、相手方に対して、互いに、自らおよびその代表者、役員または実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当しないことを表明して確約し、かつ将来にわたって反社会的勢力とはかかわりを持たない事を誓約する。また、相手方が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく本件契約を解除することができる。なおこの場合、解除した当事者は、解除による相手方の損害を賠償する責めを負わない。

## 下請代金法の遵守

- 【受領拒否の禁止】明らかに下請け業者に責任がある場合を除き、注文した物品等の受領を拒まないものとする。
- 【下請代金の支払遅延の禁止】発注者は、物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日）から起算して、事前に定めた支払期日までに代金を全額支払うものとする。
- 【下請代金の減額の禁止】明らかに下請け業者に責任がある場合を除き、あらかじめ定めた下請代金を減額しないものとする。
- 【返品禁止】受領した物に瑕疵があるなど明らかに下請け業者に責任がある場合などを除いて、既に受け取った給付の目的物を返品しないものとする。
- 【買ったときの禁止】下請代金を決定するときに、類似品等の価格又は市価に比べて、著しく低い額を不当に定めてはいけないものとする。
- 【購入・利用強制の禁止】正当な理由なしに、発注者様が指定する物・役務を強制的に購入・利用させないものとする。
- 【報復措置の禁止】下請け業者が発注者様の法令等違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、下請け業者に対して取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをしないものとする。
- 【有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止】下請け業者の給付に必要な半製品、部品、付属品又は原材料を、発注者様から下請け業者へ有償で支給している場合に、明らかに下請け業者に責任がある場合を除き、この有償で支給した原材料等の対価を有償支給原材料等を用いて製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり支払わせたりしないものとする。
- 【割引困難な手形の交付の禁止】下請代金を手形で支払う場合に一般の金融機関で割引を受ける事が困難な手形を交付しないものとする。
- 【不当な経済上の利益の提供要請の禁止】下請け業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請け業者の利益を不当に害してはならないものとする。
- 【不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止】明らかに下請け業者に責任がある場合を除き、発注の取消し又は発注内容の変更を行い、又は受領後にやり直しをさせることにより、下請け業者の利益を不当に害してはならないものとする。

以上、その他ご不明点、技術的なご質問、各製品に関するご質問などお気軽に弊社までご連絡ください。